

地方独立行政法人知多半島総合医療機構固定資産貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構固定資産管理要綱に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）の固定資産の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けできる固定資産の範囲)

第2条 貸付けできる固定資産は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計規程に定める有形固定資産のうち、構築物、土地及び建物とする。

(貸付基準)

第3条 固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けることができる。

- (1) 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が行う調査研究、公の施設の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業等の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (5) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (6) 法人の目的を達成するために必要な場合若しくは法人の効率的な事業運営に資すると認められるとき。
- (7) 法人の事業と密接な関係を有する企業又は団体の用に短期間供するとき。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき。

(貸付期間)

第4条 固定資産を貸付ける期間は、原則として1年以内とする。ただし、この貸付期間について個別の契約において定める期間がある場合又は実情に即しないと理事長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の貸付期間は、必要に応じて更新することができる。この場合において、更新した貸付期間は、同項に規定する貸付期間を超えることができない。

(貸付料)

第5条 貸付料の金額は別表に定めるもののほか、個別の契約を締結して定める。別表および個別の契約によらないものについては次の各項に定めるところによる。ただし、貸付料に100円未満の端数を

生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 土地の貸付料は、当該土地の時価評価額（貸付時に算出している直近の時価評価額とする。以下同じ。）に相当する額の1㎡当たりの価格に100分の4を乗じ、これに貸付面積を乗じて得た額を年額とし、月によるものにあつては、その額の12分の1の額とし、日によるものにあつては、その額の365分の1の額とする。ただし、使用の期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴ってその土地を使用する場合にあつては、算定された額に100分の110を乗じた額とする。
- 3 建物の貸付料は、当該建物の時価評価額の1㎡当たりの価格に100分の10を乗じ、これに貸付面積を乗じて算定した額と、当該建物の貸付面積に相当する土地の貸付料相当額を加えて得た額に100分の110を乗じた額を年額とし、月によるものにあつては、その額の12分の1の額とし、日によるものにあつては、その額の365分の1の額とする。
- 4 前2項により貸付料の額を算定することが不適当または困難と理事長が認めるときは、この限りではない。

（貸付けの申請手続）

- 第6条 固定資産の貸付けを受けようとする者があるときは、その者から固定資産貸付申請書（様式第1号）を提出させ、当該申請書の内容を審査の上、貸付けることを適当と認めるときは、許可するものとし、必要により契約を締結するものとする。
- 2 前項の規定により貸付けの許可をしたときは、固定資産貸付許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとし、必要により契約を締結するときは、契約書またはこれに相当するものをもって契約を締結するものとする。
 - 3 許可書及び契約書等には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、必要のない事項は省略することができる。
 - （1） 貸付けを受ける者の住所及び氏名
 - （2） 貸付ける固定資産の所在、種類及び数量
 - （3） 貸付けの目的及び用途
 - （4） 貸付期間及び貸付期間更新の方法
 - （5） 貸付料の額、支払方法及び納入期限並びに貸付期間中の貸付料の改定方法、途中解約時の貸付料の取扱い等
 - （6） 転貸等の禁止
 - （7） 貸付けを受ける者の届出事項
 - （8） 契約の解除
 - （9） 有益費及び必要費の請求権の放棄
 - （10） 原状回復及び損害賠償の義務
 - （11） その他必要な事項

(光熱水料等)

第7条 固定資産を貸付ける場合には、次の各号に掲げる費用をその貸付料とは別に請求するものとする。ただし、理事長が請求することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 電気料、通信料（電話料等）、ガス料及び上下水道料
- (2) 冷暖房に要する経費
- (3) その他の経費

(貸付料の免除の基準)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は貸付料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。
- (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (3) 法人の委託を受けた者がその事業の執行のために使用するとき。
- (4) 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき。
- (5) 法人の業務と密接な関連があつて公益上の必要に基づき使用させるとき。
- (6) 理事長が特に必要と認めたとき。

(貸付料の免除手続)

第9条 貸付料の免除を受けようとする者があるときは、その者から固定資産貸付料免除申請書（様式第3号）を提出させなければならない。ただし、契約書等別に定めがある場合、その他理事長が必要がないと認める場合を除く。

2 前項の規定による申請があつたときは、免除の適否を決定し、固定資産貸付料免除決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付料の徴収方法)

第10条 貸付料は、貸付けを受けた者から、貸付け決定時に定めるところに従い徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(貸付料の還付)

第11条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、固定資産の貸付けに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は令和 7 年 9 月 3 0 日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

(経過規定)

第 2 条 前条に規定する施行の日までに貸付契約等を結んでいるものについては、第 6 条に規定する申請その他の行為をしたものとみなす。

別表（第 5 条関係）

施設	場所	単位	貸付料
知多半島総合 医療センター	講堂 A	半日	6,000 円
		1 日	12,000 円
	講堂 B	半日	6,000 円
		1 日	12,000 円
	講堂 C	半日	6,000 円
		1 日	12,000 円
知多半島 りんくう病院	とこなめホール	半日	5,000 円
		1 日	10,000 円

備考 ①単位の半日は 4 時間以内、1 日は 4 時間超 8 時間以内の利用とする。

②貸付料は、光熱水費等を含めたものとする。

③貸付料は、消費税を含めたものとする。

様式第1号（第6条関係）

固定資産貸付申請書

年 月 日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長 殿

（申請者）

住 所
氏 名

地方独立行政法人知多半島総合医療機構の固定資産使用許可を、
下記のとおり申請します。

記

1 使用を希望する固定資産
所在：

2 使用目的及び理由

3 使用期間
年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで（計 日 時間）

4 その他

様式第2号（第6条関係）

固定資産貸付許可書

年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

殿

地方独立行政法人知多半島総合医療機構理事長

年 月 日に申請のありました固定資産の使用について、下記のとおり許可します。

記

1 固定資産の表示

2 用途

3 期間

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで（計 日 時間）

4 貸付料

5 貸付条件

様式第3号（第9条関係）

固定資産貸付料免除申請書

年 月 日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構
理事長 殿

（申請者）

住 所
氏 名

固定資産貸付料の免除を下記のとおり申請します。

記

- 1 免除を希望する固定資産
所在：
- 2 免除の内容
- 3 免除の理由
- 4 その他

様式第4号（第9条関係）

固定資産貸付料免除決定通知書

年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

殿

地方独立行政法人知多半島総合医療機構理事長

年 月 日に申請のありました固定資産貸付料の免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 固定資産貸付内容
所在：

- 2 減免
当初貸付料
減免決定額
減免決定後の貸付料